

## 使用済燃料貯蔵に関する福井県知事宛要望書の提出に際して

2019年1月25日 要望書提出団体

使用済燃料の貯蔵問題に関する要望書を賛同 272 団体とともに提出します。多くの賛同団体からコメントが寄せられましたが（別紙）、その趣旨は、関西電力の約束違反に対する強い批判、核のゴミを憂慮するもの等、的確な内容に満ちています。ぜひ知事に目を通していただくよう要請します。

### ■要望事項

1. 関西電力の約束違反を踏まえ、大飯3・4号炉の運転再開の了承を取り消してください。
2. 福井県内で、使用済燃料の貯蔵施設をつくることは認めないと、改めて表明してください。
3. 高浜3・4号の運転停止を求めてください。高浜1・2号及び美浜3号の再稼働を認めないでください。

要望書の提出に際して、以下の趣旨を簡単に説明します。

1. 今回の関西電力の約束違反を踏まえれば、大飯3・4号は再稼働の同意を取り消されるべきです。そのことは、2017年11月28日県議会における知事の提案理由（下記）に照らして明らかです。

### 第399回定例県議会知事提案理由説明要旨 2017年11月28日

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/zaisei/h29-12teianriyuu.html>

関西電力大飯3、4号機の再稼働については、県原子力安全専門委員会の中川委員長から「原子炉の安全確保に必要な対策は確保できている」との報告を受け、私自身も現地を確認してまいりました。そして23日には関西電力の岩根社長から、使用済燃料の中間貯蔵施設の県外立地の候補地などを来年中に決定するとの考えが示され、また消費地での原子力発電への国民理解の促進などについても具体的な回答がありました。さらに26日には、世耕経済産業大臣から、原子力の安全運用や中間貯蔵施設の立地について国が前面に立って進める方針を改めて確認しました。こうしたことを受け、県議会の意見、地元おおい町の考えや県原子力安全専門委員会の安全面の評価、国や事業者の対応などを総合的に勘案し、昨日、再稼働に同意する旨を表明し、世耕大臣に伝えたところです。県としましては、常に福島第一原子力発電所事故を教訓として厳しく対処してまいります。（下線は引用者）

2. 今回県は改めて、「2020年までに県外立地点を確定する」という関電の約束を認めたものと私たちは理解します。
3. 高浜1号は今年秋に40年越えの再稼働をする予定だと言われていたのですが、約束違反をする関電の安全説明など信頼することはできません。高浜1号の再稼働は、県としても現状では認められないという姿勢であると私たちは理解します。
4. 県外の中間貯蔵施設立地を受け入れるところがないことは、むつ市の意向はよく知られていることですが、和歌山県白浜町の事実が如実に示しています。白浜町日置川では、関電による大規模な土地の買い占め、立地部員の増員などという具体的な動きがありました。日置川は過疎が進んでいるため土地の買い占めも容易になされるような状態にあるということです。それでも住民は「子どもや孫た

ちの生命を守るために」立ち上がり、白浜町の3地区すべてで反対組織が発足し、全戸にリーフ配布などした結果、また、和歌山県や関西の運動団体からの申入れ等もあり、白浜町長はついに9月議会冒頭で受け入れないとの意思表示を行いました。

5. 中間貯蔵施設が中間ではなく、事実上の核のゴミ捨て場になることは資源エネルギー庁の下図が示しています。貯蔵終了後の行き先が以前の第二再処理工場から六ヶ所再処理工場に変わっていますが、六ヶ所再処理工場の寿命が40年しかないことは、「原子力立国計画」に明記されており、資源エネルギー庁も認めています。

6. 使用済燃料の貯蔵施設が核のゴミ捨て場になることは原発敷地内乾式貯蔵でも同じことです。設計貯蔵期間(50~60年)を超えた安全性は保証されません。高浜町や大飯町の住民の方々はそのことに強い懸念を抱かれています。

7. 全国の賛同団体から、多くのコメントが寄せられています(別紙)。これらの声に耳を傾けて、これ以上核のゴミを増やさないう、大飯3・4号炉をはじめ、すべての原発を停止してください。

